



三重県公報

令和4年6月3日 (金)
 第 316 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
330	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
331	同件	(同)	2
332	同件	(同)	3
333	同件	(同)	3
334	同件	(同)	3
335	同件	(同)	4
336	同件	(同)	4
337	同件	(同)	4
338	同件	(同)	5
339	同件	(同)	5
340	同件	(同)	5
341	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	6
人 事 委 告 示			
3	職員団体の登録	(人 事 委 員 会)	6
公 告			
	ふぐ処理者試験の実施	(食 品 安 全 課)	7
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	7
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	7
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(管 財 課)	8
正 誤			
	令和4年5月27日付け三重県公報第314号	(農 地 調 整 課)	11

告 示

三重県告示第 330 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から提出された意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）西松屋松阪塚本店
松阪市塚本町 14-2 ほか 21 筆
- 2 松阪市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
駐車場出入口付近における交通事故防止のため、必要に応じて警備員を配置する等の措置を執ること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
計画概要書の騒音値はあくまでも予測値であるため、営業開始後に実測を行い、騒音値の把握に努めること。
 - (3) 廃棄物に係る事項
意見無し
 - (4) その他の事項
ア 店舗出入口や駐車場等において青少年の溜り場となることを抑止するため、店舗内に加え駐車場内においても、従業員等による巡回パトロールの実施のほか、防犯カメラを適切な場所へ設置し、犯罪抑止措置を執ること。特に、夜間の防犯対策等に関して、安全対策等の設備充実について更なる配慮を行うこと。
イ 近隣住民等より公害に関する苦情が発生した場合、速やかに誠意をもって対処すること。
ウ 松阪市は、三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）（当該地区は許可地域）があり、それに基づいた届出が必要になる。詳しくは松阪市のホームページ（<http://www.city.matsusaka.mie.jp/>）を確認すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 6 月 3 日から同年 7 月 4 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 331 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により亀山市から提出された意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 3 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ザ・ビッグエクストラ亀山市田村町店
亀山市田村町字鳶ケ尾 676-1 ほか
- 2 亀山市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
意見無し
 - (2) 騒音の発生に係る事項
三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）の騒音に係る規制基準を超過することが無いよう、必要に応じて対策を実施し、抑制に努めるとともに、騒音状況の把握に努めること。
 - (3) 廃棄物に係る事項

意見無し

(4) その他の事項

ア 水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）第 1 条に規定する特定施設の該当の有無を三重県鈴鹿地域防災総合事務所環境室環境課に確認すること。また、該当がある場合は届出を行い、排水基準値を遵守すること。

イ 生活環境の改善に努めるとともに、周辺住民から苦情があった場合は、事業者及び施工業者の責において誠意をもって対処すること。

ウ 亀山市と環境保全協定の締結について協議すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 6 月 3 日から同年 7 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 332 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ津店

津市柳山津興 3309 番地

2 津市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 6 月 3 日から同年 7 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 333 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ伊勢御菌店

伊勢市御菌町長屋字清水 3103 番 1 ほか 16 筆

2 伊勢市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 6 月 3 日から同年 7 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 334 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ桑名店
桑名市大山田1丁目7番地2
- 2 桑名市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年6月3日から同年7月4日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 335 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年6月3日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ鈴鹿店
鈴鹿市算所町字山之相 417-1 ほか8筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年6月3日から同年7月4日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 336 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年6月3日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ名張店
名張市希央台2番町82番1ほか
- 2 名張市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年6月3日から同年7月4日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 337 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により志摩市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年6月3日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ阿児店

志摩市阿児町鵜方 5174 ほか 6 筆

- 2 志摩市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年6月3日から同年7月4日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 338 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ伊賀上野店
伊賀市平野城北町 141 番地
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 6 月 3 日から同年 7 月 4 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 339 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により朝日町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキみえ朝日店
三重郡朝日町大字小向字七反田 358 番地ほか 52 筆
- 2 朝日町から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 6 月 3 日から同年 7 月 4 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 340 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ明和店
多気郡明和町中村字六反田 1290 番ほか 5 筆

- 2 明和町から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年6月3日から同年7月4日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 341 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県熊野建設事務所及び御浜町役場に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 4 年 6 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
引作地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
南牟婁郡御浜町大字引作
- 3 区域の土地の表示
南牟婁郡御浜町大字引作字引嶋 261 の一部、261-1 の一部、266-2 の一部、268 の一部、字中道 269 の一部、字向井 420-1 の一部、420-2 の一部、421 の全部、424-1 の全部、424-2 の一部、425 の一部、427 の一部、429 の一部、439 の一部、440 の一部、440-2 の一部、441 の一部、446 の一部、446-1 の一部、447 の全部、447-1 の全部、447-2 の全部、448 の全部、448-1 の一部、449 の全部、449-1 の全部、450 の全部、451 の一部、453 の一部、456 の一部、457 の一部、457-1 の一部、458 の一部、459 の一部、460 の一部、461 の全部、462 の一部、463 の一部、465 の一部、467-1 の一部、469 の一部、470 の一部、471-1 の一部、472 の全部、473 の一部、474 の全部、475 の全部、476 の全部、477-2 の一部、477-3 の一部、478 の一部、479 の全部、480 の全部、481 の一部、482-2 の一部、482-4 の一部、483 の全部、484-1 の一部、484-2 の一部、485-1 の一部、485-2 の一部、485-3 の一部、486-1 の一部、486-2 の一部、487 の全部、488 の一部、490-1 の一部、490-2 の一部、490-3 の一部の土地及び字久保山 493 の一部、494 の一部、495 の一部、495-1 の一部、495-2 の一部、495-3 の一部、495-4 の一部、496-1 の一部、496-2 の全部、497 の全部、498 の一部、498-1 の一部、498-2 の一部、499 の一部、501-1 の一部、501-2 の一部、502 の一部、504 の一部の土地並びに大字柿原字中山 1275 の一部、1276-3 の一部、1304 の一部、1304-1 の一部、1304-2 の一部、1304-3 の一部、1304-4 の一部、1304-5 の一部、1304-6 の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

人事委告示

三重県人事委員会告示第 3 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 53 条の規定に基づき、令和 4 年 5 月 26 日付けで次の職員団体を登録しましたので、三重県人事委員会規則 12-5（職員団体の登録及び法人となる旨の申出に関する規則）第 4 条の規定により告示します。

令和 4 年 6 月 3 日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

事務所の所在地 鈴鹿市若松西五丁目 4-1
団 体 名 三重部活動問題レジスタンス
代 表 者 委員長 長谷川 祐希

公 告

三重県食品衛生法施行条例（令和2年三重県条例第53号）第8条第1項第1号の規定によるふぐ処理者試験を次のとおり実施します。

令和4年6月3日

三重県知事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
ア 1日目 令和4年10月4日(火)	ア 午後1時30分から 午後4時まで	ア 松阪市上川町212-2 ワークセンター松阪
イ 2日目 令和4年10月5日(水)	イ 午前9時30分から 午後5時まで	イ 松阪市上川町212-2 ワークセンター松阪

※ 試験の終了時刻は、受験者数により変更することがあります。

2 試験方法

1日目 学科試験及び実技試験（ふぐの種類鑑別）

2日目 実技試験（ふぐの処理及び臓器鑑別）

3 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和4年8月17日（水）から同月26日（金）まで

(2) 受付場所

県内各保健所

郵送による受付もいたします（令和4年8月26日当日消印有効）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付はいたしません。

4 受験申込書の請求先

県内各保健所

5 その他

この試験についての問合せは、受験申込書の請求先にしてください。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和4年6月3日

三重県知事 一 見 勝 之

1 都市計画の種類

四日市都市計画道路

3・5・52号三重橋垂坂線

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和4年6月3日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年 5月19日	三重郡菰野町大字千草字北垣内4098の一部	三重郡菰野町大字菰野816-1 ルミエール102 服部 浩之 三重郡菰野町大字菰野816-1 ルミエール102 服部 慶子

令和4年 5月20日	多気郡明和町大字明星字社わき 3821-1	松阪市日野町 563-2 稲葉不動産 稲葉 米
---------------	-----------------------	----------------------------

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年6月3日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
三重県本庁舎で使用する電気（予定使用量）3,259,000 kWh
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 使用期間
令和4年10月1日（土）0時から令和5年9月30日（土）24時まで
- (4) 需要場所
三重県津市広明町13番地 三重県本庁舎
- (5) 業種及び用途
官公署（事務所）
- (6) 供給計画等
調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 令和4年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。
 - オ 小売電気事業者（電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者）であり、かつ供給実績があること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年6月28日(火)15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 令和4年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類
なお、新たに令和4年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部管財課管財班 担当 上田

電話 059-224-2135 ファクシミリ 059-224-2111 電子メール kanzai@pref.mie.lg.jp

- (2) 契約条項を示す場所

(1)と同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和4年7月14日(木)まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

令和4年7月6日(水)までに通知します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年7月14日(木)14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで提出してください。

提出締切日時 令和4年7月14日(木)14時

なお、入札書は令和4年7月5日(火)から同月14日(木)14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部管財課管財班

案件名 三重県本庁舎で使用する電気 入札書在中

- (7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年7月14日(木)14時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部管財課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、御留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

また、入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札参加者の負担とします。

(4) 苦情申立て

政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、三重県政府調達苦情検討委員会に苦情の申立てがあり、同委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本件入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本件入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Electricity (approx. 3,259,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Government Office
 - (2) Supply period:
From 0:00 A.M. on Saturday, October 1, 2022 to 12:00 P.M. on Saturday, September 30, 2023
 - (3) Supply place:
Main buildings of the Mie Prefectural Government office
 - (4) Bid Submission Deadline
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, July 14, 2022
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, July 5, 2022 and 2:00 P.M. on Thursday, July 14, 2022.
 - (5) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, July 14, 2022.
 - (6) Managing Authority :
Property Management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2135
-

正 誤

令和4年5月27日付け三重県公報第314号に登載しました、土地改良施設管理規程の変更認可の公告中
ページ 行 誤 正
18 13及び14 (津市一志町井生1835番地) (津市一志町井生1385番地)

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
